

第六十二号議案

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例  
東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例（平成十六年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、前項の規定による書面（前項各号に掲げる事項に係るものに限る。）の交付に代えて、規則で定めるところにより、住宅を借りようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の書面の交付に係る指導及び勧告については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の改正を踏まえ、書面の交付に代わる電磁的方法による提供に係る規定を設ける必要がある。